第百二十二条の十四第一項中「第六十一条の十三第一項（に」を「第六十一条の十一第一項（に」に改め、同項第二号中「第六十一条の十三第一項」を「第六十一条の十一第一項」に改め、同項第三号中「もの」の下に「及び法第六十一条の十一第一項の内国法人が通算法人である場合における同条第八項に規定する他の通算法人の株式又は出資（当該他の通算法人以外の通算法人に譲渡されたものに限る。第十七項及び第十九項において「通算法人株式」という。）」を加え、同条第二項及び第三項中「第六十一条の十三第一項」を「第六十一条の十一第一項」に改め、同条第四項中「第六十一条の十三第二項」を「第六十一条の十一第二項」に、「第六十一条の十三第一項」を「第六十一条の十一第一項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「第六十一条の十三第三項」を「第六十一条の十一第三項」に改め、同項第二号中「の益金不算入等」を削り、同項第八号中「第六十一条の十一第一項（連結納税」を「第六十四条の十一第一項（通算制度」に改め、「時価評価資産」の下に「、同条第二項に規定する株式若しくは出資、法第六十四条の十二第一項（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）に規定する時価評価資産、同条第二項に規定する株式若しくは出資又は法第六十四条の十三第一項（通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益）に規定する時価評価資産」を加え、「同項に規定する評価益又は評価損」を「これらの規定に規定する評価益の額又は評価損の額」に改め、同条第五項中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削り、同条第六項中「第六十一条の十三第一項」を「第六十一条の十一第一項」に改め、同項第一号イ中「第六十一条の十三第五項」を「第六十一条の十一第五項」に改め、同条第十項中「若しくは連結事業年度」を削り、同条第十一項中「第六十一条の十三第四項」を「第六十一条の十一第四項」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める譲渡損益調整額に係る譲渡損益調整資産

イ　法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人（同項に規定する親法人を除く。）　第百三十一条の十三第二項第二号ロ（時価評価資産等の範囲）に掲げる譲渡損益調整額

ロ　法第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人　第百三十一条の十三第三項第二号ロに掲げる譲渡損益調整額

第百二十二条の十四第十七項中「、譲渡損益調整資産」の下に「（通算法人株式を除く。以下この項において同じ。）」を加え、「第六十一条の十三第五項」を「第六十一条の十一第五項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第六十一条の十三第五項」を「第六十一条の十一第五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「譲渡した場合」の下に「（その譲渡した資産が通算法人株式である場合を除く。）」を加え、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第六十一条の十三第一項」を「第六十一条の十一第一項」に改め、同項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16　法第六十一条の十一第八項に規定する政令で定める法人は、第二十四条の三（資産の評価益の計上ができない株式の発行法人等から除外される通算法人）に規定する初年度離脱通算子法人とする。

第百二十二条の十四第十三項中「第六十一条の十三第一項」を「第六十一条の十一第一項」に、「（第五項」を「（同条第八項の規定の適用があるもの及び第五項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第六十一条の十三第五項」を「第六十一条の十一第五項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削り、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　法第六十一条の十一第四項第三号に規定する政令で定める事由は、第四項第一号、第二号、第五号、第六号及び第八号に掲げる事由（同条第六項の規定の適用があるものを除く。）とする。

第二編第一章第一節第二款の二第六目中第百二十二条の十四を第百二十二条の十二とし、同目を同款第五目とする。

第二編第一章第一節第二款の三中第百二十二条の十五を第百二十二条の十三とする。

第百二十三条第二項中「第六条第四号」を「（平成二十六年法律第十一号）第六条第三号」に改める。

第百二十三条の三第一項中「第九条第一項第六号（利益積立金額）に規定する譲渡等修正事由」を「第百十九条の三第五項（移動平均法を適用する有価証券について評価換えをしたことがある場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例）に規定する通算終了事由」に、「同号に掲げる金額に相当する金額を加算した金額」を「同項に規定する簿価純資産超過額に相当する金額を減算した金額」に改める。

第百二十三条の八第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第二号イ中「第六十一条の十三第一項」を「第六十一条の十一第一項」に、「第十二項」を「第三項第一号」に、「と当該」を「が当該」に、「があること」を「を有すること」に改め、同号ロ中「と当該」を「が当該」に、「があること」を「を有すること」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「政令で定める資産」を「その他の政令で定めるもの」に改め、同項第三号」を「第五項第三号」に改め、同項第五号中「第十二項」を「次項」に改め、「以後に有することとなつた資産及び同日」を削り、同項第六号中「第六十一条の十三第一項」を「第六十一条の十一第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　法第六十二条の七第二項第一号に規定する支配関係発生日の属する事業年度開始の日前から有していた資産に準ずるものとして政令で定めるものは、同条第一項の内国法人が同項に規定する支配関係法人から同項の特定適格組織再編成等により移転を受けた資産（前項各号に掲げるものを除く。）のうち、当該特定適格組織再編成等の日以前二年以内の期間（第一項第二号イに掲げる場合に該当しない場合には、支配関係発生日以後の期間に限る。第一号及び第二号において「前二年以内期間」という。）内に行われた一又は二以上の前特定適格組織再編成等（特定適格組織再編成等で関連法人（当該内国法人及び当該支配関係法人との間に支配関係がある法人をいい、第一項第二号イに掲げる場合に該当する場合には同号イの他の法人を含む。以下この項において同じ。）を被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人とし、当該支配関係法人又は他の関連法人を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人とする他の特定適格組織再編成等をいう。）により移転があつた資産で関連法人のいずれかが関連法人支配関係発生日（当該内国法人及び当該支配関係法人が当該関連法人との間に最後に支配関係を有することとなつた日（当該他の法人にあつては、当該内国法人が当該他の法人との間に最後に支配関係を有することとなつた日）をいう。第三号において同じ。）の属する事業年度開始の日前から有していたもの（次に掲げるものを除く。）とする。

一　前二年以内期間内に行われた適格組織再編成等で特定適格組織再編成等に該当しないものにより移転があつた資産

二　前二年以内期間内に行われた適格合併に該当しない合併により移転があつた資産で譲渡損益調整資産以外のもの

三　前二号に掲げる資産以外の資産で次に掲げるもの

イ　資産を財務省令で定める単位に区分した後のそれぞれの資産の当該関連法人支配関係発生日の属する事業年度開始の日における帳簿価額又は取得価額が千万円に満たない資産

ロ　当該関連法人支配関係発生日の属する事業年度開始の日における価額が同日における帳簿価額を下回つていない資産（法第六十二条の七第一項の内国法人の同項に規定する特定組織再編成事業年度の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同日における当該資産の価額及びその帳簿価額に関する明細を記載した書類の添付があり、かつ、当該資産に係る同日の価額の算定の基礎となる事項を記載した書類その他の財務省令で定める書類を保存している場合における当該資産に限る。）

第百二十三条の八第五項を削り、同条第四項中「法第六十二条の七第二項第一号」を「前項」に、「損失の額の発生の基因となる同号に規定する特定引継資産の譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他これらに類する事由（以下この条において「譲渡等特定事由」という。）に」を「除外特定事由と」に、「含まないものとする」を「いう」に改め、同項第二号中「おいて、」を「おける」に、「間に生じた資産の譲渡等特定事由（第八項第一号」を「期間（第七項第一号」に、「更生期間資産譲渡等」を